

宇部市水道局職員の期末手当の支給に関する細則

令和四年四月一日

水道事業管理規程第三十九号

(趣旨)

第一条 この細則は、宇部市水道局職員の給与に関する規程（令和四年水道事業管理規程第三十五号。以下「規程」という。）第二十六条に規定する期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

第二条 規程第二十六条第五項に規定により加算を受ける職員の区分は、次表の職員の欄に掲げる職員の区分とし、同項の規定で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合の欄に定める割合とする。ただし、係長等及びこれに相当する職の職員並びに主任等及びこれに相当する職の職員で、満五十五歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日に在職する職員の割合は、百分の十とする。

職員	加算割合
副局長及びこれに相当する職の職員	百分の二十
局次長等及びこれに相当する職の職員	百分の十五
課長等及びこれに相当する職の職員	百分の十五
副課長等及びこれに相当する職の職員	百分の十
係長等及びこれに相当する職の職員	百分の八
主任等及びこれに相当する職の職員	百分の五

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和四年四月一日から施行する。
（宇部市上下水道局職員の期末手当の支給に関する細則の廃止）
- 2 宇部市上下水道局職員の期末手当の支給に関する細則（平成二十六年管理規程第三十
二の二号は、廃止する。）